

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日
のときは、翌日)

目次

- ◇ 告示 土地改良事業の認可
土地収用法による事業の認定
国有財産の用途廃止(二件)
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧
都市計画事業の変更の認可(二件)
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 地労委告示 地方労働委員会あつせん員候補者の委嘱
- ◇ 公告 土地収用法による収用の裁決手続の開始の決定
鳥取県育英奨学生募集要領

告示

鳥取県告示第二百七十号

鹿野町から申請のあつた町営土地改良(中園地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年三月二十日認可

したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年三月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百七十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年三月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 起業者の名称
鳥取市
- 二 事業の種類
鳥取市学校給食センター建設工事
- 三 起業地
1 収用の部分
鳥取市安長字八幡田内
- 2 使用の部分
なし
- 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
鳥取市役所

鳥取県告示第二百七十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年三月二十五日から用途廃止した。

昭和五十年三月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 場 所 | (面 積 平方メートル) | 用 途 |
|-----------------------------------|--------------------|------|
| 米子市車尾字扇ヶ坪七六一番地先から同市車尾字扇ヶ坪七六六番地先まで | 二二〇・五五 | 水路敷 |
| 米子市車尾字扇ヶ坪七六一番地先 | 一三・六一 | 水路敷 |
| 米子市車尾字扇ヶ坪七六一番地先 | 五一・〇四 | 堤とう敷 |
| 米子市車尾字扇ヶ坪七六四番地先 | 二八・五二 | 堤とう敷 |
| 米子市車尾扇ヶ坪七六二番地先 | 三四・七〇 | 堤とう敷 |

鳥取県告示第二百七十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年三月二十五日から用途廃止した。

昭和五十年三月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 場 所 | (面 積 平方メートル) | 用 途 |
|-----------------------|--------------------|-----|
| 西伯郡岸本町大殿字南上一木一〇七八番五地先 | 一四・七二 | 水路敷 |

鳥取県告示第二百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画下水道の変更に係る図書の写真の送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十年三月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十二月鳥取県告示第九百八十二号郡家都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年三月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 施行者の名称
郡家町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
郡家都市計画下水道事業 竹ノ下都市下水道
- 三 事業施行期間
昭和四十六年十二月三日から昭和五十一年三月三十一日まで
- 四 事業地

昭和四十六年十二月鳥取県告示第九百八十二号の事業地のうち、大字郡家字西向田及び字石橋並びに大字福本字小山西分を削る。

鳥取県告示第二百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、昭和四十八年二月鳥取県告示第百二十五号倉吉都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年三月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

倉吉市

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画下水道事業 桜川都市下水道

三 事業施行期間

昭和四十七年二月十三日から昭和五十一年三月三十一日まで

四 事業地

変更なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

昭和五十年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十年三月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 一 日時 昭和五十年三月二十六日 午後一時三十分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁第二応接室
- 三 議題 鳥取県会議員選挙の執行について

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第一号

鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者を昭和五十年三月十八日委嘱したので、労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年三月二十五日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三子夫

| | | | | | | | | | | |
|----|------|------|----------|-----|-------------|-----|--------------------|------|----------------------------------|------------|
| 氏名 | 川勝敏和 | 生年月日 | 昭二〇、八、二五 | 住 所 | 鳥取市南吉方 一の六八 | 職 業 | 鳥取三洋電機労働組合 中央執行委員長 | 電話番号 | 組合 鳥取 三三三四〇 自宅 鳥取 三一九三四 | 経歴及び 履歴 |
|----|------|------|----------|-----|-------------|-----|--------------------|------|----------------------------------|------------|

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁
 決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

昭和50年3月25日

鳥取県収用委員会会長 若 木 禮

- 1 起業者の名称
鳥取県
- 2 事業の種類
鳥取都市計画道路事業一等大路第三類第二号正蓮寺院稲線改良工事
- 3 裁決手続の開始を決定した年月日
昭和50年3月15日
- 4 裁決手続の開始した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者等の氏名及び住所

| 所 在 地 番 地 目 | 土地登記簿上の地積 | 実 測 地 積 | 裁決手続を開始する土地の面積 | 裁決手続を開始する土地の種類 | 所 有 者 ・ 権 利 者 | | 収用又は使用の別 | 備 考 |
|-----------------|----------------------|----------------------|-----------------------|----------------|------------------------------------|------------------------|----------|-----|
| | | | | | 住 所 | 氏 名 | | |
| 鳥取市安長字梅登 63 雑種地 | 1,857 m ² | 1,857 m ² | 409.45 m ² | 所有権 根抵当権 | 姫路市広畑区鶴町1丁目3番地 神戸市生田区三宮町2丁目18番地 | 共栄産業株式会社 株式会社阪神相互銀行 | 収 用 | |

昭和50年度鳥取県育英奨学生募集を次の要領により実施する。

昭和50年3月25日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

昭和50年度鳥取県育英奨学生募集要領

1 制度の目的

県内に住所を有する者の子弟で、高等学校又は大学に在学し、学業成

績優秀及び心身健全で、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対し、奨学金を貸与し、もって有用な人材を育成することを目的とする。

2 出願資格

◎ 高校奨学生

(1) 県内に所在する高等学校の第2学年又は第3学年に在学し、将来

大学に進学しようとする者であること。

(2) 学業成績が次の基準に合致し、性行が正しく、かつ、身体が強健であること。

ア 中学校第2学年及び第3学年の学習成績の平均値がそれぞれ4.0以上であること。

イ 高等学校第1学年又は第2学年の学習成績が同学年の生徒全体の上位15%以内の順位にあること。

(3) 同一世帯における年間所得基準額が次の所得基準額以内であると。

所得基準額表

| 区分 | 所得基準額 |
|----|------------|
| 1人 | 770,000円 |
| 2人 | 1,380,000円 |
| 3人 | 1,590,000円 |
| 4人 | 1,790,000円 |
| 5人 | 1,960,000円 |
| 6人 | 2,110,000円 |
| 7人 | 2,260,000円 |

備考

1 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに150,000円を世帯人員7人の所得基準額に加算する。

2 年間所得額は、次によって算定された額の合計額から特別控除額表の特別控除額を差し引いた額とする。

ア 給与所得

俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及び専従者給与（専従者控除分を含む。）並びにこれらの性質を有する給与等（遺族年金、扶助料、傷病手当金等を含む。）の収入金額（源泉徴収票等という支払金額）をもとにして、次の計算式によって得られた金額を所得金額とする。

(イ) 収入金額が200万円以下の場合

収入金額×0.8-500,000円

(ロ) 収入金額が200万円を超え350万円以下の場合

収入金額×0.7-300,000円

(ハ) 収入金額が350万円を超える場合

収入金額-1,350,000円

イ 農業所得

総収入金額（農産物及び家畜等農産物以外の収入を含む。）を必要経費として、肥料、種苗、蚕種、家さんの飼料、動力機の燃料等（過去1年間の収入を得るために実際に消費したものを差し引いたものを所得金額とする。この所得金額には、家計仕向分（自家消費）も販売価格で換算し、含めるものとする。

ウ 商業、工業、林業、水産業等の所得

年間売上高から必要経費として売上品原価と営業経費を差し引いた税込営業利益を所得金額とする。

なお、売上品原価には、当該年度内の仕入れであっても、年度末に在庫して残っているもの（たば卸資産）は含まない。

また、営業経費とは、雇入費、減価償却費及び業務に係る公租

公課等収入金額を得るための必要経費をいう。

特別控除額表

| 特別の事情 | 特 別 控 除 額 |
|-------------------------|--|
| 母子世帯であること。 | 200,000円 |
| 小学校児童1人につき | 50,000円 |
| 中学校生徒1人につき | 66,000円 |
| 高等学校生徒1人につき | 101,000円 169,000円 157,000円 225,000円 |
| 就学者のいる世帯であること。 | 103,000円 171,000円 199,000円 267,000円 |
| 身体障害者のいる世帯であること。 | 104,000円 208,000円 120,000円 224,000円 140,000円 244,000円 267,000円 371,000円 |
| 長期療養者のいる世帯であること。 | 280,000円 |
| 主たる家族支持者が別居している世帯であること。 | 246,000円 |
| 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯 | 日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田、畑、店舗等)に被害があつて、将 |

来長期にわたつて支出増又は収入減になると認められる年

| 間金額 |
|------------------------------|
| 父母以外の者で所得を得ている者がいる世帯であること。 |
| 父母以外の者の所得者1人につき 260,000円。 |
| ただし、その所得が260,000円未満の場合は、その金額 |

- (4) 他から同種類の奨学金の貸与又は支給を受けていないこと。ただし、この奨学資金を受けることになつた場合に、他の奨学資金の貸与又は支給を辞退するときは除く。
- (5) 奨学資金を受けることとなる日(昭和50年4月1日)の1年前から引き続き県内に住所を有する者の子弟であること。

◎ 大学奨学生

- (1) 大学第1年次に在学する学生であること。
- (2) 学習成績は、高等学校第1学年から第3学年までの学習成績の平均値がそれぞれ3.5以上であり、性行が正しく、かつ、身体が健康であること。
- (3) 高校奨学生の出願資格の(3)から(5)までに該当していること。
- 3 採用人員
- 高校奨学生 30人(高校2年生) 5人(高校3年生)
- 大学奨学生 40人(このうち5人は、同和地区出身者に限る。)
- 4 奨学資金の額
- 高校在学中 月額 3,000円
- 大学在学中 月額 10,000円
- 5 貸与の期間
- 奨学資金貸与の期間は、昭和50年4月から次に掲げる終期までとする。

- (1) 高校奨学生にあつては、大学の正規の修業年限の終期
- (2) 大学奨学生にあつては、それぞれの大学の正規の修業年限の終期

6 奨学資金の返還

奨学資金は、無利子とし、貸与期間の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後20年以内に年賦又は半年賦で返還しなければならぬ。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、返還免除、返還猶予等の方法が考慮される。

7 出願の手続き

(1) 奨学生を志望する者は、鳥取県育英奨学生願書に次の書類を添付して在学高等学校長又は出身高等学校長に提出すること。

ア 市町村長の証明した家族の所得の状況を記載した書類

イ 大学奨学生を志望する場合は、在学証明書及び成績証明書(大学第1年次に在学する者を除く。)

(2) (1)の鳥取県育英奨学生願書に連署する連帯保証人は、2人とし、うち1人は、本人が未成年者である場合はその保護者(親権を行う者又は後見人をいう。)、成年者である場合は父母兄弟又はこれに代わる者でなければならぬ。

8 出願及び選考の期日

(1) 出願期日

昭和50年4月1日(火)から昭和50年4月15日(火)まで

(2) 選考期日

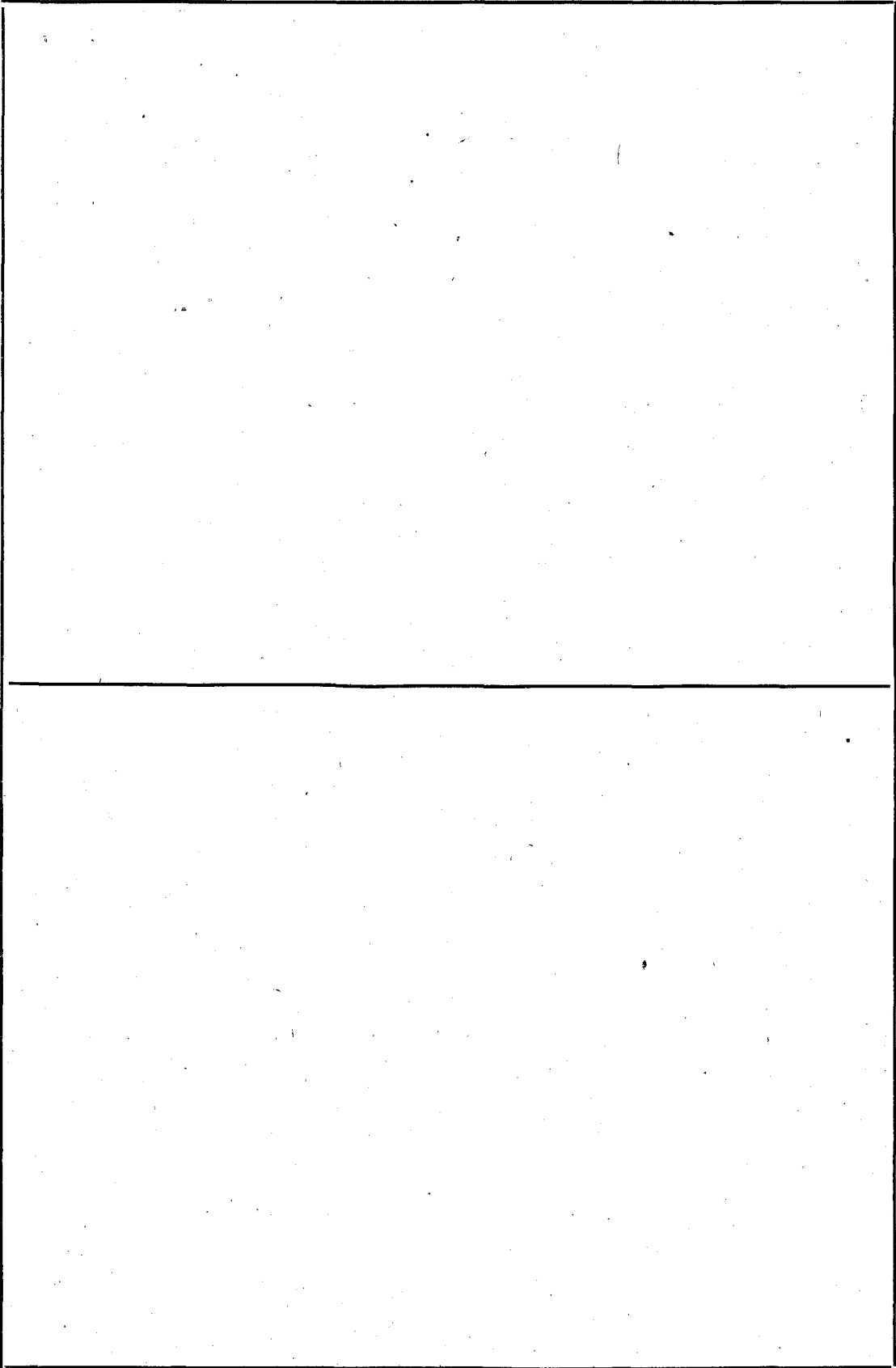
第1次選考(書類) 昭和50年5月上旬

第2次選考(面接) 昭和50年5月中旬

(第2次選考は、高校奨学生志望者第1次選考合格者について行う。)

9 その他

この制度についての問い合わせ又は連絡は、在学(出身)高等学校又は県教育委員会事務局指導課に行うこと。



鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月500円。郵送料を含む。）を添えて3月25日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

昭和 年 月 日から昭和 年 月 日まで、鳥取県公報を 部購

読したので、購読料金 円を添えて申し込みます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、団体名
及び代表者名)

鳥取県知事 平 林 鴻 三 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】